

## <これまでの経緯>

- 1) 「有望区域」に整理【2020年7月3日】
- 2) 協議会の開催  
【第1回：2020年11月17日、第2回：2021年1月29日、  
第3回：2021年6月29日（意見とりまとめ）、第4回：2022年6月24日（意見とりまとめ改訂）】
- 3) 「促進区域」に指定【2021年9月13日】
- 4) 公募占用指針の公示（事業者の公募）【2022年12月28日～2023年6月30日】
- 5) 発電事業者の選定【2024年3月22日】
- 6) **協議会の開催（事業者選定後）**【第5回：2025年1月21日】



## <今後のプロセス>

- 1) 公募占用計画の認定（経済産業大臣・国土交通大臣）
- 2) 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定（経済産業大臣）【申請期限：2025年3月22日】
- 3) 促進区域内海域の占用許可（国土交通大臣）  
→これらの手続きを経て、発電設備の建設工事及び運転開始【運転開始予定時期：2029年6月】